

広島市告示(東区)第56号

令和8年8月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)
第11条第2項の規定により自転車を撤去し、広島市西部自転車等保管所において保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實